

人権口コミ講座 19

2018(平成30)年3月
京都人権啓発推進会議



京都人権啓発推進会議

世界人権宣言35周年を記念し、1984(昭和59)年に京都府をはじめ府内の12団体により設立。あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進することを目的に幅広い取組を展開しています。

(構成団体) 京都府 京都市 京都府教育委員会 京都市教育委員会 京都府市長会
京都府町村会 京都府人権擁護委員連合会 京都商工会議所 京都府商工会連合会
京都府中小企業団体中央会 京都府農業協同組合中央会 京都府社会福祉協議会

人権口コミ講座

19

この冊子は、府民の皆さんに、生活に関わる身近な話題や社会的に関心の高まっている話題をもとに、「人権」について様々な角度から考えていただけるよう、公益財団法人 世界人権問題研究センターの協力を得て2017(平成29)年末に京都新聞に連載した「人権口コミ情報」により作成したものです。

人権について具体的に考えていただくきっかけとして活用していただければ幸いです。

「部落差別の解消の
推進に関する法律」をめぐって

(公財)世界人権問題研究センター所長
同志社大学教授

坂元茂樹

[1]

「共生社会」に近づくために

(公財)世界人権問題研究センター研究第五部嘱託研究員
松波めぐみ

[3]

ヘイトスピーチと
地方自治体の役割

(公財)世界人権問題研究センター研究第一部嘱託研究員
神奈川大学法科大学院教授

阿部浩己

[5]

拉致問題の一日も早い
解決をめざして

(公財)世界人権問題研究センター研究第一部部長
立命館大学法務研究科特任教授

薬師寺公夫

[7]

働き方改革と労働時間の法政策

(公財)世界人権問題研究センター研究第六部嘱託研究員
和歌山大学経済学部准教授

植村 新

[9]

子どものいじめ問題への取組

(公財)世界人権問題研究センター研究第五部部長
京都大学名誉教授

上杉孝實

[11]

犯罪被害者の兄弟姉妹への支援

(公財)世界人権問題研究センター理事長

大谷 實

[13]

「部落差別の解消の推進に関する法律」をめぐって

(公財)世界人権問題研究センター所長同志社大学教授 坂元茂樹

同和問題は、「日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれるなどを強いたられ、日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題」(『平成28年版人権教育・啓発白書』)と位置づけられています。国が、地方公共団体とともに、2002年まで行ってきた特別対策事業により同和地区の生活環境は大きく改善されました。

たしかに、差別意識は解消へ向けて進んでいるものの、結婚にかかる問題などがなお存在するとともに、インターネット上の差別的書き込みなど情報化の進展に伴う新たな状況の変化も生じています。こうした現状に

対して、「部落差別の解消を推進し、もつて部落差別のない社会を実現することを目的とする」(第一条)、「部落差別の解消の推進に関する法律」が2016年12月に施行されました。

この法律は、「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現する」(第二一条)との基本理念を定めるとともに、第三条で国や地方公共団体の責務を明らかにした上で、相談体制の充実を定める第四条、部落差別解消のための教育及び啓発を行うことを定める第五



条、国が、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て行う部落差別の実態に係る調査を定める第六条から成る理念法です。

なお、国会での議論で指摘されたように、第六条という調査は、「部落の実態に係る調査」ではなく、あくまで「部落差別の実態に係る調査」であり、部落差別を受けた個人や、特定の地域などを個別に調査して公表するようなことは想定されていません。もちろん、新たな差別を生むような方法による調査はあつてはならないといえます。

この法律に基づく部落差別解消のための施策が、その地域の実情に応じて、適切に講じられ、部落差別のない社会の実現が求められています。

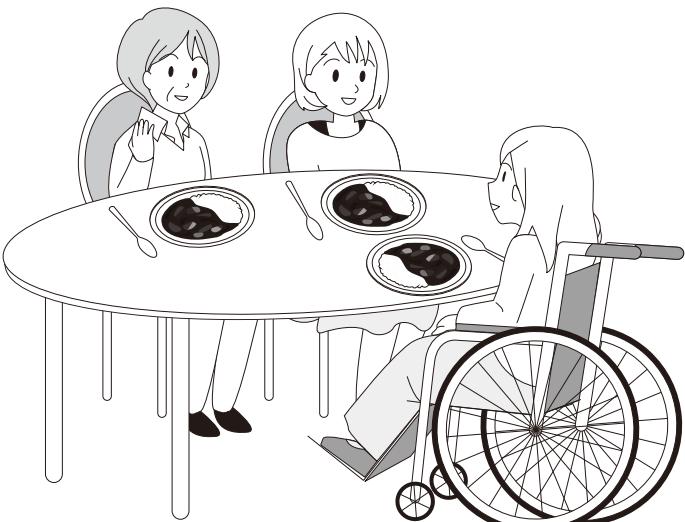
「共生社会」に近づくために

(公財)世界人権問題研究センター 研究第五部嘱託研究員 松波めぐみ

●共生社会と真逆の事件

「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認めに入る全員参加型の社会」(文科省)等と定義されるのが「共生社会」という言葉だ。しかし現実は程遠いと痛感する事件が、2016年7月に神奈川県相模原市の障害者施設で起きた。19人が命を奪われ、27人が重軽傷を負った。その残酷さ、また「障害者は不幸しかつくりだせない」等の容疑者の言葉は社会に大きな衝撃を与えた。被害者一人ひとりの人格と個性は全く顧みられず、ただ意思疎通ができない障害者として生きる価値を否定されたのである。

事件後、「殺されたのは自分(わが子)だったかもしれない」と語り、恐怖に震える障害者や家族が多くいた。



その一方で、インターネット上では容疑者に共感するような書き込みが今も続いている。

●関係ない?

関係者が負った傷はいまだに深い。一方、この事件を「どこか遠くで起こった、自分に関係のないこと」「よくわからない事件」と感じる市民が少なくないようだ。

関係ないと感じるのは、特に重度の知的障害者が身近におらず、日常的に一緒に学んだり遊んだりした経験に乏しいことと関係するだろう。事件が「よくわからない」のは被害者の名前や生活ぶりが報じられなかつたことにも関係しよう。

遺族はなぜ匿名を望んだのか。おそらく隣近所や親戚を含む世間からの偏見に苦しみ、「親亡き後」に悩んだ

経緯があるのだろう。いずれも、障害者を差別し、別の場所へと追いやってきた歴史と切り離せない。共生社会という理念はその逆をめざしている。

●一緒にご飯

6年前からヘルパーの支援を受けて一人暮らしをする知的障害女性宅に、時々私はご飯を食べに行く。たわいもない話をし、笑いながら一緒にご飯を食べる。私のことをよく見ていてるなあと驚嘆したりもする。

彼女の親御さんのモットーが「一緒にご飯食べよ」だった。「理解してほしい」と意気込むより、様々な機会に娘さんをまじえて一緒にご飯を食べることが最も味方を増やす——という経験に基づく知恵である。今や娘さんは、親御さんも知らないところで新しいつながりを増やしている。私もその一人だ。一緒にご飯を食べる、そんな小さな営みが広がる地域社会であってほしい。

ヘイトスピーチと地方自治体の役割

(公財)世界人権問題研究センター研究第一部嘱託研究員神奈川大学法科大学院教授 阿部浩二

ヘイトスピーチ解消法として知られる「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が平成28年6月3日に施行されました。この法律は、差別的言動のない社会の実現に向けた基本理念や国の責務を明記するとともに、地方自治体にも地域の実情に応じて必要な施策を講ずるよう求めています。

全国に先駆けヘイトスピーチ対処条例を制定したのは大阪市ですが、その後制定されたこの法律を受けて他の地方自治体の中にも実効性のある取組を進めるところが出てきました。ここでは、川崎市の取組を紹介します。

法務省人権擁護局が発表した調査結果によると、平成24年4月から27年9月までの間に、ヘイトスピーチを伴

うデモなどが全国で1152件発生したとされます。在日コリアン集住地域のある川崎市でも、そうしたデモが何度も行われるようになっていました。

平成28年5月に「不当な差別的言動から市民の安全と尊厳を守る」ため公園使用申請を不許可にした川崎市長は、同市の人権施策推進協議会にヘイトスピーチ対策について年内に報告をとりまとめるよう要請します。審議を重ねた協議会は、憲法と国際人権条約を踏まえ、3項目からなる提言を市長に提出しました。第1は公的施設の利用に関するガイドラインの策定、第2はインターネット上の対策、第3は制定すべき条例の検討です。

提言の中で協議会は、「不当な差別的言動が行われる

おそれが客観的な事実に照らして具体的に認められる場合」には公的施設の利用申請を不許可にすべきという意見を明示しました。ヘイトスピーチが行われてからの事後的対応では被害の回復が困難だからです。

協議会の提言を受けて、川崎市は公的施設利用許可に関するガイドライン案を本年6月に議会に提示しました。不当な差別的言動のおそれがある場合には、警笛、条件付き許可、不許可、許可の取消しという4段階の利用制限ができることや、第三者機関の意見聴取などを定めるものです。平成30年3月末から施行される予定です。川崎市では、ガイドラインの策定に続き、差別撤廃に向けた条例の制定も検討されています。差別的言動のない社会の実現に向けて、こうした様々な試みが全国各地に広がっていくことが期待されます。



拉致問題の一 日も早い解決をめざして

(公財)世界人権問題研究センター 研究第一部部長立命館大学法務研究科特任教授 藥師寺公夫

クラブ活動を終えて帰宅中の横田めぐみさん（当時13歳）が、北朝鮮に拉致されて40年の歳月が過ぎました。

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が北朝鮮工作員等によって自らの意思に反して北朝鮮に連れ去られ、日本政府は、このうち17名を北朝鮮による拉致被害者と認定しています。このほか拉致の可能性を排除できない方が883名おられ、日本政府は、認定の有無にかかわらずすべての拉致被害者の一刻も早い帰国を強く求めています。

北朝鮮は、長らく日本人拉致を否定していましたが、2002年9月の第1回日朝首脳会談で、金正日国防委員長（当時）が小泉首相（当時）に初めて拉致を認め謝罪しました。拉致された日本人のうち5名については同年10月に帰国が実現しましたが、他の被害者については未だに安否が不明です。北朝鮮は、他の拉致被害者は「死

亡した」または「入境せず」と主張していますが、根拠が極めて不自然で全く納得できないものです。

拉致事件の被害者の出身国は、日本のほか韓国、レバノン、タイ、フランス、中国など10カ国以上に及んでおり、国連総会では2005年以降13年連続で、人権理事会でも2008年以降10年連続で、日本やEUが共同提案国となつた北朝鮮の人権状況に関する決議を採択してきました。とりわけ2014年2月の北朝鮮における人権状況に関する国連調査委員会の最終報告書は、北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難するとともに、拉致被害者の家族と出身国に被害者に関する十分な情報を提供し、生存している被害者およびその子孫を即時に出身国に帰国させるよう強く勧告しました。その後人権理事会や国連総会ではこの報告書の勧告内容を踏まえた北朝鮮の人権状況に関する決議が採択され、これら



の決議に基づき、国連人権高等弁務官事務所ソウル事務所の設置をはじめ具体的な取組が行われてきています。

2014年5月の日朝政府間協議の結果、北朝鮮は、拉致被害者を含むすべての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束し、その後特別調査委員会が設置されました。しかし、2016年1月の北朝鮮による核実験と2月の弾道ミサイル発射等を受けて日本が北朝鮮に対する独自の制裁措置を発表すると、北朝鮮は、包括的調査の全面中止と特別調査委員会の解体を一方的に宣言しました。家族再会を待ち望む拉致被害者のご家族の高齢化が進んでいます。2017年11月の米国大統領の訪日に際して、日米首脳は拉致問題解決の重要性にふれ、米国大統領も家族再会のために協力することを表明しました。拉致被害者の即時帰国、拉致被害の真相の説明、拉致実行者の引渡しを含む拉致問題の一日も早い解決を求める国内・国際の世論を大きく広げることが益々重要になっています。

働き方改革と労働時間の法政策

(公財)世界人権問題研究センター研究第六部嘱託研究員 和歌山大学経済学部准教授 植村 新

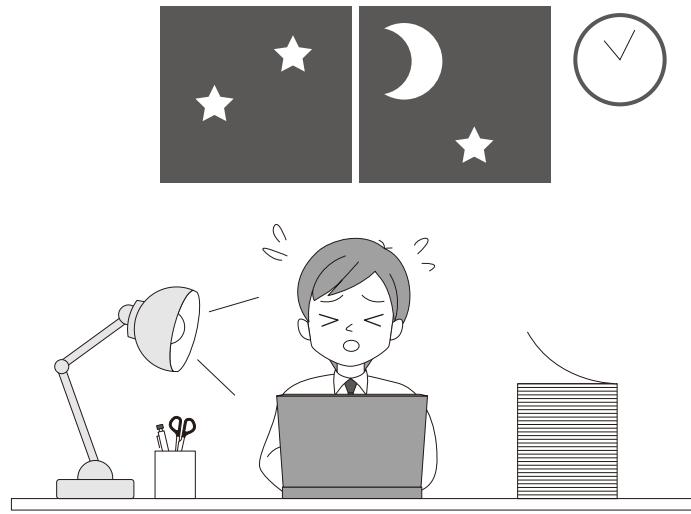
2015年12月、大手広告代理店で入社1年目の女性社員（当時24歳）が長時間労働により過労自殺した事件は、社会に大きな衝撃を与えました。同社では、1991年8月にも入社2年目の男性社員（当時24歳）が長時間労働の末に自殺しています。1991年の事件について、最高裁は2000年の判決で、企業には「業務遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務」があり、同社はこの義務（安全配慮義務）に違反したと判断していました。2015年の事件が衝撃的だったのは、一つには、最高裁判決から15年以上経つても、日本有数の大企業が、長時間労働による過労自殺を防止する体制を十分に整備できていなかつたからでしょう。そして、

長時間労働問題はこの企業に特有のものではなく、わが国全体に蔓延している問題と見るべきです。

2017年3月28日に策定された「働き方改革実行計画」には、三六協定の締結と割増賃金の支払いによっても超過できない労働時間の絶対的な上限規制が盛り込まれました。現行法では、労働時間に絶対的な上限が原則存在しない（三六協定青天井）ことを考えると、実行計画は画期的と言えるでしょう。もとともに、この上限時間（月45時間・年360時間）には例外が設けられています。すなわち、一定の場合には、労使協定の締結により時間外労働時間を年720時間まで延長でき、この範囲内で256ヶ月平均80時間以内または単月100時間未満の時間外労働が可能とされているのです。厚生労働省

の通達「脳・心臓疾患の認定基準」（2001年12月）では、脳・心臓疾患の発症前1ヶ月間に100時間、2ヶ月間平均で月80時間を超える時間外労働は脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価されています（過労死ライン）。結局、実行計画の上限規制は過労死ラインに匹敵する長時間労働を容認していることになり、この点で実行計画は実質的な規制になつていないと批判もなされています。

長時間労働は、労働者の生命・健康や労働者の家族の福祉を傷つけ、社会の持続可能性に深刻なダメージを与えます。長時間労働を肯定的に評価する企业文化が、「男性は会社で長時間労働に従事・女性は家庭で家事育児に専念」という役割分担を強化している点も見逃せません。長時間労働を抑制して人間らしい働き方を実現できるのか、われわれ一人ひとりの長時間労働に対する意識が問われていると言えるでしょう。



子どものいじめ問題への取組

(公財)世界人権問題研究センター研究第五部部長 京都大学名誉教授 上杉孝實

子どものいじめが社会問題として大きくとりあげられるようになつてから数十年が経過していますが、いじめによる自殺などが続いています。2013(平成25)年9月には、「いじめ防止対策推進法」が制定され、それを受けて10月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が文部科学大臣によって決定されました。2017(平成29)年3月には、性的少数者である児童生徒の保護や、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年文部科学省)の適用などを加えた方針の改定が行われました。2016(平成28)年6月に発表された国立教育政策研究所のいじめ追跡調査結果によれば、小学校4年生から中学校3年生までの6年間に被害経験を全く持

たなかつた児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかつた児童生徒も1割程度といったデータも提示されています。

この方針では、法に基づいて国が「いじめ防止対策協議会」を設置すること、地方公共団体が「いじめ問題対策連絡協議会」などを設けることができること、学校に「いじめの防止等の対策のための組織」を置くとともに、「学校いじめ防止基本方針」を策定することなどを示しています。また、いじめを把握するための調査の実施、情報の共有、児童生徒のストレスへの対応、自己有用感や充実感の持てる学校生活づくり、いじめを受けた者の立場に立つことなどについても書かれています。



このような取組も大切ですが、自由な活動時間や場所の乏しさ、進路などについての圧迫感、地域における人間関係の希薄さと子ども集団の減少など、子どもを取り巻く状況の改善も課題です。かつてにくらべ、子どもの生活が学校と家庭に限られがちであり、傷つきやすく、学校での人間関係の影響が大きくなっています。人権教育やなかまづくりの推進、教師が子どもと触れ合う時間の確保などの条件整備とともに、子どもがのびのび活動できる地域づくりや子どもに寄り添う場の拡大などが重要です。「子どもの権利条約」にあるように、子どもの意見の尊重とともに、休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加などを保障していくことが必要です。

犯罪被害者の兄弟姉妹への支援

(公財)世界人権問題研究センター理事長 大谷 實

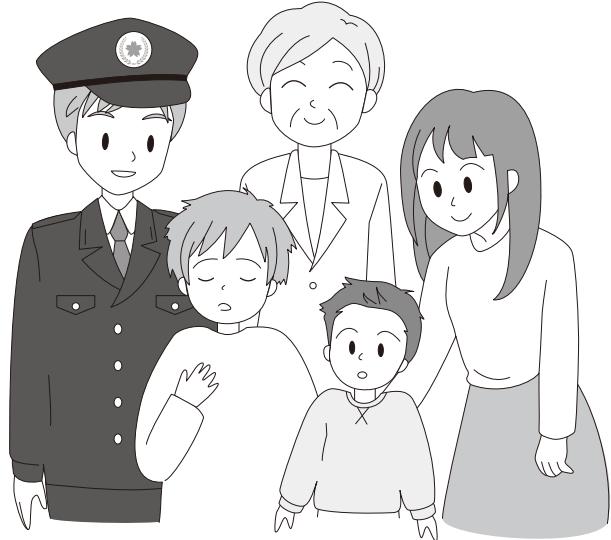
平成17年4月に、待望の犯罪被害者等基本法が施行されました。それまで悲惨な生活を強いられ、孤立していた犯罪被害者等は、「再び平穏な生活を営むことができるようにになるまでの間、必要な支援等を、途切れることなく受けができるよう、講ぜられるものとする」

(第三条)とされました。「犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳に相応しい待遇を保障される権利を有する」と定められ、犯罪被害者等の人権が法的に保障されたのです。なお、「犯罪被害者等」と「等」が付いていいますのは、犯罪によって「被害を被った者」とその家族・遺族を含む趣旨からです。

犯罪被害者等基本法に基づき、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画が策定され、続いて、平成23年3月には

第2次基本計画が策定されました。この二つの基本計画の下で、犯罪被害給付制度の拡充など経済的支援の充実を図り、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復を図る施策に取り組むなど、犯罪被害者等支援の施策は大きく進展しました。

もとより、第1次基本計画および第2次基本計画の推進によって、犯罪被害者等が抱えている問題がすべて解決するわけではありません。そこで、平成28年4月には第3次基本計画が策定されました。ここで注目されますのは、第3次基本計画の主な施策として、これまで取り上げられたことのなかつた、「兄弟姉妹が被害に遭った子供に対する適切な支援」が掲げられているということです。



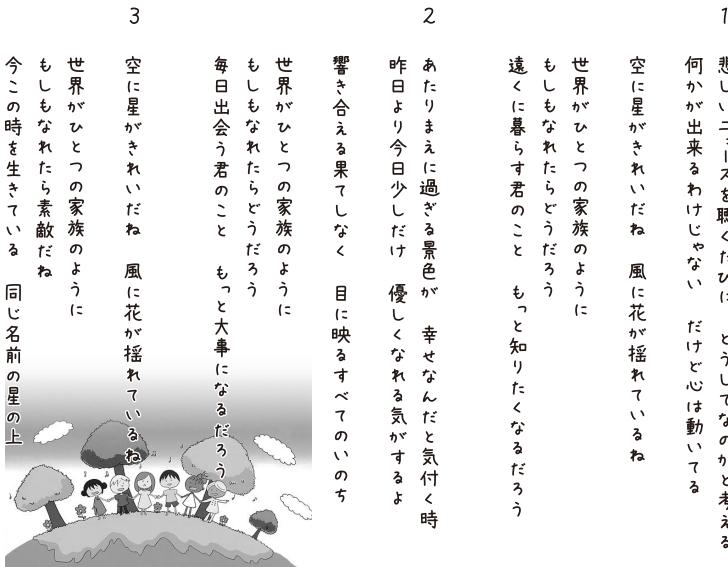
平成28年、「少年犯罪被害者当事者の会」は、「残された兄弟姉妹が抱える孤独」をテーマにフォーラムを開催しましたが、そのフォーラムでは、亡くなつた者への悲しみ、両親の悲嘆し憔悴する姿、置いてきぼりにされ誰にも相談できない孤独感など、兄弟姉妹の精神的打撃が浮き彫りにされました。

そうした「自ら声を上げにくい立場の兄弟姉妹」に対し、今まで、公的支援はほとんどなかつたのが実状です。第3次基本計画では、「子供に対する適切な支援」が強調されていますが、兄弟姉妹を支える体制の整備が急務であります。具体的には、警察・地方公共団体・学校における担当教職員や民間支援団体等が連携を図り、兄弟姉妹の相談に応じる環境を作る必要があります。

世界がひとつのお家様のように

作詞：鮎川めぐみ

作曲：千住明



世界がひとつの家族のように

作詞：鮎川めぐみ
作曲・編曲：千住明

[INTRO.] $\text{♩} = 74$

A mp
かなしいニュースを きくたーびに

B mf
どうしーてなのかーと かんがーえる なにかがーできる わけじゃない だけ
どこころはーうごいて るそらにほ しがー きれーいだねー かぜ

C cresc. mf
に はながーゆれて い る ね 一 せかいがーひとつの

かぞくの一 ように もしもなーれたーら ど う だろ う とおくにーくらーすー

きみのこーと もっとしーりたーく な る だろ う 1.

人権擁護委員による人権相談

毎日の生活の中で、人権に関することで思い悩むことがある場合に気軽に相談できる場所として、人権擁護委員による相談窓口があります。
(相談無料。相談の内容についての秘密は厳守されます。)

電話による人権相談

(受付：平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

- みんなの人権110番  0570-003-110
- 子どもの人権110番  0120-007-110
- 女性の人権ホットライン  0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口(24時間受付)

<http://www.jinken.go.jp/> インターネット人権相談 検索



※京都府の庁舎や京都市消費生活相談センターでも人権擁護委員による特設相談を実施しています。相談日については、HP・府民などで御確認ください。(予約が必要な場合があります。)

ひとりで悩まず
相談してね。京都府人権啓発キャラクター
「じんくん」みんな大切な
オンライン

人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」

人権に関する知識や役立つ情報、相談窓口の情報などを掲載したポータルサイトを開設しています。ぜひご活用ください。

例えばこんな時に使えます。

- ◎人権問題に関する資料がほしい
- ◎人権に関する法律などを知りたい
- ◎人権研修会に使用するDVDやパネルを借りたい
- ◎どこに相談すれば良いのか知りたい
- ◎もっと、いろんな方に人権の大切さを知ってもらいたい



ご意見・ご感想をお寄せください

この冊子をご覧になってのご意見・ご感想をお寄せください。また、下記アンケートへのご協力をお願いいたします。寄せられたご意見等は、今後の誌面づくりや人権啓発事業の参考とさせていただきます。

なお、個別のご意見への返答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

〈アンケート〉

Q1. この冊子を、どこで入手されましたか？

- ①府の施設
- ②市町村の施設
- ③学校
- ④勤務先
- ⑤研修会・講演会
- ⑥人権啓発フェスティバル
- ⑦その他（具体的に）

Q2. この冊子を読まれて、人権や人権問題に対する理解・意識は深まりましたか？

- ①深まった
- ②どちらかといえば深まった
- ③変わらない
- ④わからない

Q3. 次の人権相談窓口のうち、ご存じのものをお教えください。（複数回答可）

- ①法務局の人権相談窓口
- ②人権擁護委員
- ③府の人権特設相談
- ④人権侵害に関する府の法律相談
- ⑤市町村の人権相談窓口
- ⑥NPOなど民間団体
- ⑦弁護士・弁護士会
- ⑧その他（具体的に）
- ⑨知らない

Q4. この冊子で、読んでよかったです、参考になったものをお教えください。（複数回答可）

- ①「部落差別の解消の推進に関する法律」をめぐって
- ②「共生社会」に近づくために
- ③ヘイトスピーチと地方自治体の役割
- ④拉致問題の一日も早い解決をめざして
- ⑤働き方改革と労働時間の法政策
- ⑥子どものいじめ問題への取組
- ⑦犯罪被害者の兄弟姉妹への支援
- ⑧人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」
- ⑨人権擁護委員による人権相談
- ⑩人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」
- ⑪特にない

ご意見等は、電子メールまたはFAX等でお送りください。

【送付先】電子メール：jinken@pref.kyoto.lg.jp

FAX：075-414-4268

※標題として、「人権口コミ講座19について」とご記入ください。

※アンケートについては、問の番号及び回答の番号をご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

2018(平成30)年3月 発行

発行・発行所 京都人権啓発推進会議（事務局：京都府人権啓発推進室）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

電話 075-414-4271 FAX 075-414-4268 E-mail jinken@pref.kyoto.lg.jp

制作協力 公益財団法人 世界人権問題研究センター